

建築工事共通仕様書

令和6年4月

独立行政法人
水資源機構

目 次

総 則

第 1 章 共通仕様書の構成	1
第 2 章 共通事項	1
第 1 節 共通事項	1
2.1.1 適 用	1
2.1.2 用語の定義	1
2.1.3 諸法令の遵守	5
2.1.4 官公署等への手続等	5
2.1.5 設計図書の照査等	6
2.1.6 請負代金内訳書	6
2.1.7 工程表	6
2.1.8 コリンズ（CORINS）への登録	6
2.1.9 監督員	7
2.1.10 工事の下請負	7
2.1.11 施工体制台帳	7
2.1.12 受注者相互の協力	8
2.1.13 調査・試験に対する協力	8
2.1.14 週休二日の対応	9
2.1.15 工事関係者に対する措置請求	9
2.1.16 疑義に対する協議等	9
2.1.17 工事着手	9
2.1.18 工事用地等の使用	9
2.1.19 工事の一時中止	10
2.1.20 設計図書の変更	10
2.1.21 工期変更	11
2.1.22 特許権等	11
2.1.23 文化財の保護	11
2.1.24 工事現場発生品	12
2.1.25 建設副産物	12
2.1.26 不可抗力による損害	12
2.1.27 保険の付保及び事故の補償	13

2.1.28	臨機の措置	13
2.1.29	石綿使用の有無	14
2.1.30	提出書類	14
第2節	工事書類	14
2.2.1	実施工程表	14
2.2.2	施工計画書	14
2.2.3	施工図等	15
2.2.4	工事の記録等	15
2.2.5	履行報告	15
2.2.6	事故報告書	15
第3節	工事現場管理	16
2.3.1	施工管理	16
2.3.2	施工管理技術者	16
2.3.3	工所用電力設備の保安責任者	16
2.3.4	施工条件	16
2.3.5	品質管理	16
2.3.6	工事中の安全確保	17
2.3.7	交通安全管理	18
2.3.8	環境対策	19
2.3.9	施設管理	20
2.3.10	養生	20
2.3.11	後片付け	20
第4節	機器及び材料	20
2.4.1	環境への配慮	20
2.4.2	機材の品質等	20
2.4.3	機材の検査等	21
2.4.4	機材の検査に伴う試験	21
2.4.5	機材の保管	21
第5節	施工	22
2.5.1	施工	22
2.5.2	技能士	22
2.5.3	技能資格者	22
2.5.4	施工の確認及び報告	22
2.5.5	監督員による施工の検査及び立会等	22
2.5.6	工法等の提案	23

第 6 節	工事検査等	23
2.6.1	工事完成検査	23
2.6.2	既済部分検査等	24
2.6.3	技術検査	24
2.6.4	部分使用	25
第 7 節	完成図等	25
2.7.1	完成時の提出図書	25
2.7.2	完成図	25
2.7.3	保全に関する資料	25
2.7.4	標識その他	25
2.7.5	保守工具	25

総 則

第1章 共通仕様書の構成

建築工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、本総則と国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書」建築工事編（2章以降）、電気設備工事編（第1編第2章以降）及び機械設備工事編（第2編以降）並びに「公共建築改修工事標準仕様書」建築工事編（2章以降）、電気設備工事編（第1編第2章以降）及び機械設備工事編（第1編第2章以降）（以下「工事編」という。）の内容をもって構成する。

第2章 共通事項

第1節 共通事項

2.1.1 適用

1. 本共通仕様書は、建築工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたって、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。
3. 契約図面、特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
4. 特記仕様書、契約図面の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
5. 設計図書は、S I 単位を使用する。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。

2.1.2 用語の定義

共通仕様書の用語の意義は、次による。

1. 監督員とは、統括監督職員、主任監督職員、主任監督職員代理、監督職員を総称するという。
なお、工事編における「監督職員」は、「監督員」と読み替える。
2. 統括監督職員とは、監督統括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における契約職又は分任契約職に対する報告等を行うとともに、主任監督職員、主任監督職員代理及び監督職員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。
3. 主任監督職員とは、現場監督統括業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又

は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、施工の検査、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における統括監督職員への報告を行うとともに、主任監督職員代理及び監督職員の指揮監督を行う者をいう。

4. 主任監督職員代理とは、監督員のうちからあらかじめ主任監督職員代理として指定されるもので、主任監督職員に事故がある場合にその職務を代わって行う者をいう。
5. 監督職員とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、施工の検査、工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く）を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督職員及び主任監督職員代理への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
6. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
7. 設計図書とは、仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
8. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
9. 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
10. 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
11. 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。
12. 現場説明書とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
13. 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。
14. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。
なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
15. 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
16. 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。

17. 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
18. 提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
19. 提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員又は検査員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
20. 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。
21. 通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
22. 受理とは、提出又は通知された書面を受けとり、内容を把握することをいう。
23. 連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
24. 納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
25. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
26. 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、別途紙に出力して提出しないものとする。
27. 書面とは、工事打合せ簿等の工事関係図書をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知、受理が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。
28. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を営繕工事写真撮影要領に基づき撮影したものをいう。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（令和5年3月1日付け国営建技第14号）に基づき実施しなければならない。
29. 工事関係図書とは、工事打合せ簿、実施工程表、施工計画書、施工図等その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
30. 施工図等とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に基づく工事の施工のための詳細図等をいう。
31. 工事書類とは、工事写真及び工事関係図書をいう。
32. 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、又は発注者から受注者へ提出される書類をいう。
33. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
34. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データ

をいう。

35. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
36. 確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
37. 立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
38. 監督員の検査とは、施工の各段階で、受注者が確認した施工状況、材料の試験結果等について、受注者から提出された品質管理記録に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。

なお、品質管理記録とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。
39. 基本要求品質とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。
40. 品質計画とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者が工事における使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に示すことをいう。
41. 品質管理とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。
42. 特記とは、質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び図面に指定された事項をいう。
43. 中間検査とは、請負工事中間検査実施細則（工事検査室長通達平成12年3月31日改正）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
44. 工事検査とは、検査員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
45. 検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
46. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
47. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
48. 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
49. 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
50. 準備期間とは、工事開始日から本体工事又は仮設工事の着手までの期間をいう。

51. 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
52. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
53. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。
54. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。
55. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
56. S I とは、国際単位系をいう。
57. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
58. J I S 規格とは、日本産業規格をいう。
59. J A S とは、日本農林規格をいう。
60. 規格証明書とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。
61. 概成工期とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。

2.1.3 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。
2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
3. 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。

2.1.4 官公署等への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公署及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
3. 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。
なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
4. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。
なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき

場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

2.1.5 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。
なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。
ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

2.1.6 請負代金内訳書

1. 受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。
2. 監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。

2.1.7 工程表

受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2.1.8 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、

訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録しなければならない。

2.1.9 監督員

1. 当該工事における監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
2. 監督員がその権限を行使する時は、書面により行う。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認する。

2.1.10 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が独立行政法人水資源機構の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

2.1.11 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「施工体制台帳の作成等についての改正について」（令和3年3月3日付け技術調査課長事務連絡）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。
2. 第1項の受注者は、「施工体制台帳の作成等についての改正について」（令和3年3月3日付け技術調査課長事務連絡）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。
3. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

2.1.12 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

2.1.13 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知する。
2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
5. 受注者は、当該工事が「工事請負契約の事務処理要領第14条の2」の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
 - (2) 2.2.2に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

なお、監督員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。
6. 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告する。

7. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

2.1.14 週休二日の対応

受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。

なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所又は、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。

2.1.15 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2.1.16 疑義に対する協議等

1. 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。
2. 第1項の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
3. 第1項の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、2.2.4第1項による。

2.1.17 工事着手

受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。

2.1.18 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理する。
2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保する。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。
5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除する。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

2.1.19 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による工事の中断については、2.1.28により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (4) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
 - (5) 天災等で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。
3. 第1項及び第2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議する。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

2.1.20 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

2.1.21 工期変更

1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第42条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知する。
2. 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

2.1.22 特許権等

1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。
3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属する。

なお、第2項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

2.1.23 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

2. 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有する。

2.1.24 工事現場発生品

1. 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2.1.25 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。
3. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」（平成14年6月12日付け14技第140号）、「再生資源の利用の促進に関する法律の施行について」（平成3年12月26日付け3技第129号）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（平成18年6月13日付け18技第32号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

2.1.26 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。
2. 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 波浪、高潮に起因する場合
波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
 - (2) 降雨に起因する場合
以下のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
 - ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
 - ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
 - ④ その他設計図書で定めた基準
 - (3) 強風に起因する場合
最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合
 - (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合
 - (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合
周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
3. 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

2.1.27 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。
3. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
4. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。

2.1.28 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらな

なければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

2. 監督員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

2.1.29 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

2.1.30 提出書類

1. 受注者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
2. 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

第2節 工事書類

2.2.1 実施工程表

1. 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。
2. 実施工程表の作成にあたり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。
3. 契約書に基づく条件変更等により実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督員の承諾を受ける。
4. 第3項によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
5. 実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督員に提出する。
なお、週間工程表については、所定の様式に記載する。
6. 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

2.2.2 施工計画書

1. 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。

2. 施工計画書の作成にあたり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。
3. 品質計画及び施工の具体的な計画を定めた工種別施工計画書を、工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の確認を受けた場合は、この限りでない。
4. 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

2.2.3 施工図等

1. 施工図等を工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の確認を受けた場合は、この限りでない。
2. 施工図等の作成にあたり、関連工事等との納まり等について、当該工事関係者と調整のうえ、十分検討する。
3. 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。

2.2.4 工事の記録等

1. 工事打合せ簿
監督員が指示した事項及び監督員と協議した結果について、工事打合せ簿を作成する。ただし、軽易なものについては、監督員の確認を受けて省略できる。
2. 工事の全般的な経過の記録
所定の様式に基づき、作業予定及び状況、搬入機材、天候、気温等を記入し、監督員に提出する。
3. 試験記録
工事の施工にあたり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
4. 施工の記録、工事写真、見本等
次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。
 - (1) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
 - (2) 工事の進捗により隠ぺい状態となるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
 - (3) 適切な施工であることの証明を監督員から指示された場合
5. 第4項の記録等について、監督員から請求されたときは、提示又は提出する。

2.2.5 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督員に提出しなければならない。

2.2.6 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡すると

ともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。

第3節 工事現場管理

2.3.1 施工管理

1. 受注者は、設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
2. 受注者は、工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督員の指示の内容を周知徹底する。
3. 受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化に努めなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとする。

なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

4. 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

2.3.2 施工管理技術者

1. 施工管理技術者は、工事に相応した能力を有する者とし、工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。
2. 施工管理技術者の資格等の能力を証明する資料を、監督員に提出する。

2.3.3 工事前電力設備の保安責任者

1. 工事前電力設備の保安責任者を定め、監督員に報告する。
2. 保安責任者は、関係法令に基づき、適切な保安業務を行う。

2.3.4 施工条件

1. 施工時間の変更
 - (1) 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議する。
 - (2) 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。
2. 第1項以外の施工条件は、特記による。

2.3.5 品質管理

1. 2.2.2第3項による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な品質管理を行う。

2. 必要に応じて、監督員の検査を受ける。
3. 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。

2.3.6 工事中の安全確保

1. 受注者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け建設省営監発第13号）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
2. 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、を使用することができる。
4. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
5. 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行わなければならない。
6. 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
7. 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
9. 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
10. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事もできる。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

- (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
11. 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
 12. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示する。
 13. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署、消防署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
 14. 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織する。
 15. 監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
 16. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
 17. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。
 18. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
 19. 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
 20. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。
 21. 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災防止の措置を講ずる。

2.3.7 交通安全管理

工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努める。

2.3.8 環境対策

1. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。
3. 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。
4. 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」若しくは第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

6. 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

7. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程

(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

8. 受注者は、仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いにあたり、当該製品の製造所が作成したJIS Z 7253 (GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) による安全データシート (SDS) を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

2.3.9 施設管理

受注者は、工事現場における既存施設 (各種公益企業施設を含む。) 又は部分使用施設 (契約書第33条の適用部分) について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

2.3.10 養生

既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚損しないよう適切な養生を行う。

2.3.11 後片付け

工事の完成にあたり、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

第4節 機器及び材料

2.4.1 環境への配慮

1. 使用する機器及び材料 (以下「機材」という。) は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号。) に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。
2. 使用する機材は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。

2.4.2 機材の品質等

1. 使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。

なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であるこ

とを条件とするものではない。

2. 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJ I S又はJ A Sによると指定された機材で、J I S又はJ A Sのマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の確認を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。
3. 調合を要する材料は、調合表等を監督員に提出する。
4. 設計図書に定める機材の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督員の承諾を受ける。
5. 機器には、製造者名、製造年月又は、製造年、形式、形番、性能等を明記した銘板を付けるものとする。
6. 設計図書に定める規格等が改正された場合は、2.1.16による。

2.4.3 機材の検査等

1. 工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の確認を受けた場合は、この限りでない。
2. 第1項による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。
3. 第1項による検査の結果、不合格となった機材は、直ちに工事現場外に搬出する。
4. 設計図書に定めるJ I S若しくはJ A Sのマーク表示のある機材又は規格、基準等の規格証明書が添付された機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

2.4.4 機材の検査に伴う試験

1. 試験は、次の場合に行う。
 - (1) 設計図書に定められた場合
 - (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
2. 試験方法は、設計図書に定める方法による。ただし、設計図書に定めがない場合は、監督員の承諾を受けた試験方法による。
3. 試験の実施にあたり、試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。
4. 試験は、監督員の立会を受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の確認を受けた場合は、この限りでない。
5. 試験の結果は、監督員に報告する。
6. 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。

2.4.5 機材の保管

搬入した機材は、工事に使用するまで、破損、変質等がないよう保管する。

なお、搬入した機材のうち、破損、変質等により工事に使用することが適切でないと監督員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。

第5節 施 工

2.5.1 施 工

1. 施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に基づき行う。
2. 設備工事等でコンクリート打込み等により、隠ぺい状態となる場合は、当該設備工事等の施工の検査が完了するまで、当該部分の施工を行わない。ただし、監督員の確認を受けた場合は、この限りでない。

2.5.2 技能士

1. 技能士は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による一級技能士又は単一等級の資格を有する技能士をいい、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。
2. 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の作業従事者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。
3. 技能士の資格を証明する資料を、監督員に提出する。

2.5.3 技能資格者

1. 技能資格者は、工事に相応した能力を有する者とする。
2. 技能資格者の資格等の能力を証明する資料を、監督員に提出する。

2.5.4 施工の確認及び報告

工程の途中において監督員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督員に報告する。

2.5.5 監督員による施工の検査及び立会等

1. 設計図書に定められた場合、2.5.4により報告した場合及び監督員の指示を受けた工程に達した場合は、監督員による施工の検査を受ける。
2. 第1項による検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。
3. 設計図書に定められた場合及び監督員の指示を受けた場合の施工は、監督員の立会を受ける。
4. 受注者は、事前に監督員による施工の検査及び立会に係わる報告（内容、施工予定時期等）を所定の様式に基づき監督員に提出しなければならない。また、監督員から施工の検査及び立会の実施について連絡があった場合には、受注者は、施工の検査及び立会を受けなければならない。
5. 受注者は、監督員による施工の検査及び立会に臨場するものとし、施工の検査及び立会の記録を所定の様式に基づき監督員へ提出しなければならない。

6. 受注者は、監督員による施工の検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。
7. 監督員による施工の検査及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
8. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員による施工の検査及び立会、機材の検査を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
9. 監督員は、施工の検査及び立会において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。
10. 施工の検査等に伴う試験は、2.4.4に準じて行う。

2.5.6 工法等の提案

設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合は、監督員と協議する。

- (1) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案
- (2) 環境の保全に有効な工法等の提案
- (3) 生産性向上に有効な工法等の提案

第6節 工事検査等

2.6.1 工事完成検査

1. 受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成届を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、工事完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を連絡する。
4. 検査員は、監督員及び受注者の臨場のうへ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
- (3) 週休二日の履行状況
- 5. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。
- 6. 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。
- 7. 受注者は、当該工事完成検査については、2.5.5第6項の規定を準用する。

2.6.2 既済部分検査等

- 1. 受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
- 2. 受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 3. 検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
 - (3) 週休二日の履行状況
- 4. 受注者は、検査員の指示による修補については、2.6.1第5項の規定に従うものとする。
- 5. 受注者は、当該既済部分検査については、2.5.5第6項の規定を準用する。
- 6. 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を連絡する。
- 7. 受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2.6.3 技術検査

- 1. 受注者は、工事技術検査要領（平成30年3月23日29技管第623号）に基づく、技術検査を受けなければならない。
- 2. 完成検査、既済部分検査は、独立行政法人水資源機構会計規程（水機規程 平成15年度第15号）第73号の検査を実施する時に行うものとする。
- 3. 中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施する。
- 4. 中間検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。
- 5. 中間検査の時期選定は、監督員が行うものとし、発注者は中間検査に先立って受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を連絡する。
- 6. 検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行

う。

(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

7. 受注者は、当該技術検査については、2.5.5第6項の規定を準用する。

2.6.4 部分使用

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

2. 受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

なお、中間検査による検査（確認）でもよい。

第7節 完成図等

2.7.1 完成時の提出図書

工事完成時の提出図書は、特記による。

2.7.2 完成図

完成図は工事目的物の完成時の状態を表現したものとし、提出部数は、特記による。

2.7.3 保全に関する資料

保全に関する資料は次により、提出部数は特記による。

- (1) 建築物等の利用に関する説明書
- (2) 保証書
- (3) 機器取扱い説明書
- (4) 機器性能試験成績書
- (5) 官公署届出書類

2.7.4 標識その他

1. 消防法（昭和23年法律第186号）等に定めるところによる標識（危険物表示板、機械室等の出入口の立入禁止表示、火気厳禁の標識等）を設置する。

2. 機器には、名称及び記号を表示する。

3. 配管、弁及びダクトには、次の識別を行う。

なお、配管の識別は、原則として、JIS Z 9102「配管系の識別表示」による。

- (1) 配管及びダクトには、用途及び流れの方向を表示する。
- (2) 弁には、弁の開閉を表示する。

2.7.5 保守工具

当該工事のうちポンプ、送風機、吹出口、衛生器具、柵等の保守点検に必要な工具

一式を監督員に提出する。